

國學院大學學術情報リポジトリ

古代日本の蒐書と蔵書：
日本上代文学形成の前提条件：
小特集図書館と書物の世界

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土佐, 秀里, Tosa, Hidesato メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000455

古代日本の蒐書と蔵書

— 日本上代文学形成の前提条件 —

土佐秀里

一、はじめに

学問研究であれ、創作表現活動であれ、過去の営為の蓄積を参照せずして知的活動の前進はありえない。ゆえに図書館は、人間が知的活動を行う上で、最も重要な活動基盤となるものだとと言える。書物の形態がいかに変化しようとも、文明の歴史とともに図書館は存在してきた。紀元前七世紀の古代メソポタミアでは、粘土板文書がアッシュルバニパルの図書館に収蔵され、紀元前三世紀のエジプトでは、パピルス文書がアレクサンドレ

イア図書館に収蔵されていた^①。そう考えると、古代中国でも竹簡を収蔵する文書庫が当然存在したであろう。そしていまや図書館は紙の書物ばかりではなく、CD・DVDなどの視聴覚資料や、さらには電子図書までも収蔵範囲におさめるようになってきた。媒体がどのように変わろうとも、人は知的活動を記録しようとし、そしてそれを保存しようとする。知の蒐集と収蔵なくしては、人類の「知」の発展はありえなかった。

古代日本において書物が陸続と作られるようになったのは、八世紀に入ってからのことである。日本文学史の劈頭に位置する古事記・日本書紀・各国風土記・懷風藻、そして万葉集は、

この時期に集中的に作られた書物群である。その集中現象の起点には、大宝律令という書物の成立があることを見逃してはならない。しかしまた、その前代においても、天皇記・国記が作られたというし、三経義疏や近江令・淨御原令、日本書紀に「一書」として引かれる書物群、古事記序文にいう「帝紀・旧辞」の類、壬申の乱の従軍記、万葉集の編纂資料となった歌集あるいは歌の記録などが作られていたはずであり、それら七世紀成立の文書群が、八世紀に至って出現する「書物の時代」を準備し、その形成基盤となったこともまた疑いない。

こうした七〜八世紀における書物の創造活動は、基礎となる書物の蒐集と収蔵が行われて初めて可能となったはずである。口頭伝承の蓄積だけではなく、漢字で書かれた書物の蓄積がなければ、漢字で書かれた日本上代文学という書物群は出現しえなかったであろう。そのような観点から、本稿では、「日本文学」創出の基盤となった「知」の蒐集と収蔵の様相について、多面的に検討してみることにはしたい。

二、国家体制・外交と書物

日本列島に居住する人々が漢字という文字を知ったのは、紀

元前後のころにまで遡るであろうが、そこから書物を蒐めるようになるまでは、また、書物を作成するようになるまでには、実に長い年月を要さねばならなかった。文字という存在を情報として知っているということと、文字を使って創造的に「書く」ことの間には、かなりの径庭があると言わねばなるまい。

古事記・日本書紀の記すところに拠るなら、本格的な書物の伝来時期は応神朝であるという。おおよそ四世紀ごろに当たると、記紀の記述では、この時期は朝鮮半島との往来が多い。応神紀十六年二月条には、「王仁来り。則ち太子菟道稚郎子之を師とし、諸典籍を王仁に習ふ」とあり、応神記には「名は和迩吉師、即ち論語十卷・千字文一卷、并て十一卷、是の人に付けて即ち貢進りき」と、その典籍名が記されている。ただし『千字文』は六世紀ごろ、梁武帝が作らせた書であるから、応神朝のころにはまだ存在していない。やはり一種の伝承記事と見ておくべきであろうが、しかし四世紀から五世紀にかけてのこの時期、いわゆる「倭の五王」の時代に、倭国の対外交流が活発であったことは事実であり、その過程において幾許かの漢籍の伝来があった可能性は否定できない。応神記・紀の記事は、おそらくは多年に渡る漢籍伝来の重層する記憶が、ウジノワキイラツコという儒教的知性を表象するキャラクターに託される形で伝承

化されたものと見るべきだろう。

この時期に漢籍の将来が行われたであろうと考えられる理由は、五世紀に至ると、倭王「武」に比定される雄略天皇が宋順帝に上表しており、その全文が『宋書』に記載されているからである。もちろん作文の実務を担ったのは渡来系の知識人であつて、雄略その人が漢文をすらすらと書いたわけではなからうが、しかし『宋書』に見られるような完成された文章を作文するためには、執筆者の手元に相応の書籍が揃っていないとかならなかつたはずである。そのような上表文の必要性を理解し、相応の準備を整えることができたという事実が、雄略朝宮廷の知的水準の高さを物語っている。同じ雄略朝に、稲荷山古墳出土鉄剣の銘文も作文されていることを考え併せれば、その推測はかなり確度を高めるはずである。

だが、そのような情報と言語運用能力を有しながらも、五世紀日本においては書物の創出が行われなかつたという事実は、重く受け止めるべきである。つまり、文字運用能力の有無という条件だけでは、書物創出という事態は生起しないということである。見たように、五世紀までには日本（倭国）にも文章表現を可能にする知的能力という条件はある程度備わつていたはずであり、それに相応するだけの情報収集も行われていたはず

なのだが、しかし書物の創出には七世紀を待たねばならなかつた。文字も書物も伝来していたにもかかわらず、なぜ、七、八世紀にならなければ書物創出は開始されなかつたのであろうか。六世紀以前と七世紀以後を分ける条件とは、いったい何であつたのだろうか。

考えられることは、やはり律令制の導入という歴史的條件が決定的な意味をもつたことであろう。律令とは文字の法律であり、従つて文字の書物である。書物が政治の中心に据えられたからこそ、律令国家日本に、書物を作らねばならない必然性がはじめて生じたのである。六世紀末、律令制を導入した隋王朝が中国を統一する。七世紀初頭には遣隋使の派遣が開始され、それに並行するように三経義疏など最初期の書物が作られはじめた。さらに唐王朝の成立に伴い遣唐使が派遣され始めると、乙巳の変・大化改新詔に見られるように、律令制導入への機運が高まつていくことになる。その後の書物創出の運動は、律令制定に並行する事象として捉えることができる。歴史書や地誌の編纂は、律令体制の一部を構成する重要な事業である。また詩文集の編纂も、律令国家に相応しい文化事業と看做された。古代中国においては「詩」も「文学」も政治的に有意なものとしていたから、それを学ぶことは律令官人にとつて必須

であった。律令制の基軸を成す科挙の制度においても、詩文の知識と才能が試されたのはそれゆえである。

つまり、書物中心主義的で知識主義的な政治制度である律令制を導入するということは、より多くの書物を読み、より多くの知識を蓄える態度を受けられることでもあった。事実、養老学令を見ると、「凡そ経は、周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・毛詩・春秋左氏伝を、各一経と為よ。孝経・論語は、学者兼ねて習へ」と、具体的な必読書目が指定されている。『令集解』によると、これに加えて「文選・爾雅も亦た読め」という注記が元来は（つまり大宝律令では）存在していたらしい。養老選叙令の進士についての規定にも「進士には、明かに時務を閑ひ、并せて文選・爾雅を読む者を取れ」とあるので、この二書が経書と同等に重視されていた様子が窺える。

さらに学令は、これらの経書類を読むに際して「周易は鄭玄・王弼注、尚書は孔安国・鄭玄注、三礼・毛詩は鄭玄注、左伝は服虔・杜預注、孝経は孔安国・鄭玄注、論語には鄭玄・何晏注」と、用いるべき附注まで細々と規定している。漢籍の古注は、訓詁を明らかにするとともに、その根拠となる用例を諸書から引用するところに特色がある。つまり附注本で読むことは、複数の書物に接する機会を作ることの意味していた。官人のうち

どれほどが学令に規定される書物を読み得たかはわからないが、大学の学生や文書に携わる専門官はもちろん、ある程度の高位高官者に対しては、こうした高度な知識教養が求められたということも慥かである。

なぜかといえば、律令体制機構の文書主義のもとでは、政策立案の根拠も、またそれを詔勅や官奏として具体化する文書化するための素材も、すべて漢籍に求められたからである。詩文も含む漢籍を読みこなし、その知識をもとに作文する能力が、能吏であるためには必須とされた。律令制とは、言うなれば書物による政治体制である。必然的に政治は書物中心の思考に囚われるようになり、従って書物の蒐集・収蔵が喫緊の現実的課題となったはずである。では、律令国家日本はどのようにして書物を蒐集し、そして収蔵したのであるうか。そこが問題となつてこよう。

三、書物の輸入活動

前節に見たように、律令国家体制の導入と確立が、必然的に書物の蒐集と収蔵、そして創出を必要としたのであった。書物創出の前段階に、書物の蒐集と収蔵が行われていなければなら

ず、そしてそれらの蔵書は、政策立案のために実用的に活用されていたというわけである。律令体制を支えたそうした実用的な書物群とは、もちろん漢籍であった。律令制を隋唐に倣うということは、隋唐の書籍を読み込み、その記述内容を模倣するということに他ならなかった。

— ということは、まず漢籍の「輸入」が重要な課題となってくるわけである³。古代日本における蒐書の対象は漢籍であり、漢籍を入手するということは、何らかの外交ルートを活用するしかなかったはずである。外交ルートとして第一に考えられるのは正規のルート、すなわち遣隋使・遣唐使である。

十五世紀成立の『善隣国宝記』に引用される『経籍後伝記』逸文によると、最初の遣隋使は「是の時、国家の書籍未だ多からず。爰に小野臣因高を隋国に遣はし、書籍を買ひ求め、兼ねて隋の天子に聘す」という目的で行われたという。この記事が推古朝の事実関係を正確に伝えるものかどうかはわからないが、七・八世紀を通じて、国家建設のために書物を増やそうとする考えがあったことは確かであろうし、またそのために遣使がある度に市場で書物を購求したことも事実であったろう。

— というのは、『旧唐書』日本伝に、開元初年の遣唐使（第八次遣唐使）が、所持している金銭をすべて使って、それで書物

を買える限り買って帰った（「所得錫寶、尽市文籍」という記事が見えるからである。同内容の記事は『新唐書』にも見える（悉賞物質書、以歸））。こうした記事がことさらに中国史書に記載されたというのは、それだけ日本人遣唐使の蒐書活動が熱心であったというか、異様な行動に見えたということであろう。それほどまでに古代の日本国と日本人は、知識と情報を欲していたのである。

中国史書の記述を裏書きするかのようには、『続日本紀』天平七年四月条を見ると、その前年に帰国した入唐留學生下道（吉備）真備が、唐から持ち帰った武器や楽器などととも「唐札一百卅卷、太衍曆經一卷、太衍曆立成十二卷、…樂書要録十卷」といった大部の書物を朝廷に献上しているという記事がある。なお『日本国見在書目録』正史家の「東觀漢記百卅三卷」には「吉備大臣の持ち来る所なり」という注記があり、この他にも記載されない多くの書物を持ち帰った可能性が高い。

入唐留學僧も多くの書物を持ち帰ったことは、『続日本紀』天平十八年六月条に見える玄昉の僧伝に「経論五千余卷及び諸の仏像を賣ち來れり」とあることから窺える。九世紀に入れば、最澄・空海・円仁・円珍ら入唐僧の請来目録が残されており、それぞれ数百巻に及ぶ典籍類を持ち帰っていることがわか

る。⁴こうした資料から推測するならば、記録には残っていないなくとも、遣唐使開始以来、帰国した留学生・留学僧らは、自ら修学した多数の書物を中国から持ち帰ったことが容易に想像できる。

このように留学生・留学僧の往来も含め、遣唐使の機会がある度に、我が国に将来された漢籍は相当数にのぼったことが推測できる。しかし遣唐使は、十年に一度、十数年に一度というペースでしか行われない。正式外交の機会だけでは、古代日本の知識欲を満たすには充分とは言えなかったであろう。そこで遣隋使・遣唐使以外の書物伝来ルートも考えるべきであるが、そこで想定されるのは、百済や新羅を経由するというルートである。新羅については遣新羅使と来朝新羅使という公式の外交機会があり、渤海についても渤海使・遣渤海使という公式ルートがあるが、文化接触の機会はそればかりではなかったであろう。滅亡した百済からの亡命者が王族も含めて多数いたことは言うまでもないが、新羅・高句麗からも少なからぬ人々が渡来してきたことを思えば、朝鮮半島の諸国とは私的な往来が頻繁にあったことが想定される。

そもそも日本に『論語』を伝えたとされる王仁も百済の人であったし、推古紀十年十月には百済僧観勒が「曆本及び天文地理書、并せて通甲方術の書」を献上したとあり、朝鮮半島から

渡来した知識人が書物を持参することが、珍しいことではなかったことがわかる。「詩賦の興、大津より始まれり」(持統称制前紀)と謳われる詩人大津皇子の周辺には、新羅僧行心がいた。懐風藻や万葉集を見ても、渡来系氏族には漢籍に通じた知識人が多くいたことが窺えるが、そうした知識人がある程度の蔵書家であったことは想像可能であり、そしてその蔵書は朝鮮半島から将来したことも想像できる。

このように、書物の伝来ルートとしては中国大陸と朝鮮半島の二方面が考えられ、またその機会としては公的な場合と私的な場合とがあったと考えられる。書物の入手方法としては、市場において金銭を支払って購入するという方法が最も標準的であり、その他に贈与や書写などさまざまな手段がありえたであろう。ともかく、古代日本の知識人はあらゆる機会をとらえて可能な限り多くの書物を日本に輸入しようとするべく、争うように先端的な知識と情報を手に入れようとしたのであろうことが想像できる。

四、公的機関における書物の収蔵

前節では蒐書の方法について見たが、次いでその蒐集した書

物がどこに保管収蔵されていたのかという問題を考えてみることにしたい。

経書類については、先に見た学令の規定にあつたように、「大^⑤学」と各国の「国学」に配置された。職員令に「其れ学生は、大^⑥国に五十人、上国に四十人、中国に卅人、下国に廿人」と規定があるところから見ると、小国も含めて、どの国にも必ず「国学」は設置されていたことになる。従つて、国学の学生にとつて教科書とも言うべき基本的な経書類は、書写されて各国に備えられていたはずである。

小島憲之氏は、越中時代の家持が漢籍を自在に駆使できた背景に、この国学の蔵書があつたことを指摘している。「国学生がやがて地方の小官人に登用される教育のためにも、一通りの経書は各国に保管されていた筈である」のだから、越中国府にも「都の図書寮^{ナシヨウ}的なもの、小図書館の存在を家持入国以前に認めねばならぬ」というわけである。こう考えれば、地方官として赴任した万葉歌人がなぜ漢籍を受容した歌や漢文を作り得たのかという疑問や、各国風土記がなぜ教養に裏打ちされた修辞的な文章を作文し得たのかという疑問が、たちどころに氷解することになる。

上代文学の特色として、韻文散文を問わず漢籍の知識がかな

り反映しているということと、にもかかわらずそれが日本列島の広範囲で創作されているということが指摘できるが、このいささか矛盾めいた現象は、各国国学とその蔵書という観点から解明することができよう。旅人・憶良ら、いわゆる筑紫歌壇の創作活動が縦横に漢籍を活用し得たのも、大宰府に少なからぬ書物が所蔵されていたという事実が大きく作用したはずである。『続日本紀』神護景雲三年十月条には、大宰府からの言上として、「子弟の徒、学ぶ者稍や衆し。而して府庫には但だ五^⑦経を蓄ふるのみにて、未だ三史の正本有らず。：伏して乞ふ、列代諸史を各一本給はらんことを」とあり、大宰府の府庫に経書が備わっていたことが確かめられる。しかし学令に規定のない中国史書については不足していることが訴えられており、景雲年間あたりに至つてもなお、「遠の朝廷」と呼ばれた大宰府でさえ、それほど蔵書が充実してはいなかったことも確認できる。まして諸国の国学における蔵書は、およそ汗牛充棟というわけにはいかなかったであろう。なお、先の大宰府からの言上に対し、朝廷は「史記・漢書・後漢書・三国志・晋書」を下賜したという。この事実からは、中央朝廷にはただちに書写・貸出が可能だけの漢籍類が多量に収蔵されていたことが窺える。

大学・国学といった学校に書物が収蔵されており、それが全

全国各地に散在していたことがわかったが、朝廷の蔵書は大学寮だけにあったわけではない。言うまでもなく宮中の書籍管理は図書寮が担当していた。職員令の規定によれば、図書頭の職掌は「経籍・図書、修撰国史、内典・佛像・宮内礼仏、校写・裝潢・功程、給紙・筆・墨事」と多岐に亘っている。またその配下には、書史を校写する写書手、経籍を裝潢（装幀）する裝潢手、紙を造る造紙手、管（筆）を造る造筆手、墨を造る造墨手といった専門的職人集団が所属している。図書寮が、経書だけでなく仏典と佛像も管理していたことや、書写活動の関連で製紙や文具製造まで管轄していたことは、現代の感覚からは意外にも思えるが、むしろそここそ当時の書物観のありようを見るべきであろう。すなわち、内典と外典が書物＝知識として同一次元で捉えられていたことと、書写による複製が書物の享受に必須であったということが、職員令の規定からは読み取れるのである。

また、諸書の書写活動と並行して、図書寮が国史編纂事業にも携わっていたことも注目される。つまり、既存の図書の収蔵管理だけではなく、新たな書物の創出活動にも図書寮は関与していたわけである。言うなれば図書寮は、書物の管理だけではなく、総合的な「知」の管理を行っていた。知の収蔵は、新た

な知の創出に直結していたのである。書物は連鎖する。書物は先行する書物を模倣引用して成立する。すでに述べてきたように、上代日本文学は膨大な漢籍の「知」を継受することで成立した。創造的活動のためには、知のアーカイブズが存在が必須であり、図書寮や大学寮はそうした機能も果たしていたはずである。

そうしたアーカイブズは図書寮や大学寮だけではなかっただろう。諸官庁にもそれぞれ所有する書籍・文書があったはずであり、「左右文殿」「延喜式」「外記文殿」「江家次第」といった語が諸文献に見られるので、官庁附属の文書庫が複数存在したことを想定してよいだろう。しかしこれらの官衙機構が所蔵する書物だけでは、上代日本の先端的知識人の知的欲求を満足させることはできなかったはずである。何より必要な書物がつねに座右になければ、公文書作成にしても自由な創作活動にしてもそれを円滑に行うことは難しくなる。そこで個人の蔵書や、準公的な機関の蔵書が重要性を増してくることになる。

五、寺院における「外典」の収蔵

準公的な所蔵機関としては、仏教寺院の果たした役割が重要

である。上代日本の仏教寺院は、宗教施設というよりも、教学研究機関としての側面が大きかった。極楽往生とか現世利益といった通俗な考え方が稀薄であった上代仏教は、民衆はもろろん、貴族にとっても生活実感からは縁遠いところにある難しい「思想」であった。仏教思想と仏典は、信仰の対象というより、先端的な知識であり、学問であった。当時の文献に「学問僧」とか「学問寺」という語が存在するという事実が、その傾向を端的に物語っているだろう。還俗して官人となり活躍する知識人が、この時代には少なからず存在していたのもそれゆえである。つまり寺院には、大学・国学に準ずる学校教育機関としての側面があったということになる。宗教機関としての自己完結性が弱い分、寺院が公共施設として律令体制の一部に組み込まれることは自然な流れであった。

事実、国分寺・国分尼寺や東大寺・西大寺が建立される以前からすでに大官大寺が造営されており、国宮の官寺が寺院を統括していた。そもそも多くの上代寺院が勅願あるいは皇后・皇族の祈願によって建てられているわけで、もともと寺院は朝廷に直属する公的機関であったとも言える。僧尼令によって仏教は国家管理され、得度も官許の資格とされた。官寺とは官庁のようなものであり、官僧は国家公務員のようなものである。

公的機関である寺院が、学問研究機関であったということは、そこに当然少なからぬ書物が収蔵されていなくてはならない。寺院の蔵書といえ、やはり漢訳仏典とその注疏類がその中心となるのは当然である。しかし寺院の蔵書にはそうした「内典」ばかりではなく、「外典」と呼ばれる非仏教的な書物も一定数含まれていた。その内容は、経書や詩文集をはじめ、医学等の実用書など、非常に広範囲に亘っている。寺院において仏典・仏書が蒐集され所蔵されるのは当然だが、それと同時に少なからぬ「外典」の収蔵が行われていたという事実に注目しておきたい。

ではなぜ寺院が「外典」を蒐集することが可能であったのだろうか。石上宅嗣は「云亭条式」(『続日本紀』天応元年六月条)において「内典を助けむが為に外書を加え置く」と言っているので、建前としては外典が内典読解の「助け」になるという認識があったことがわかる。しかしその雑多な蒐書から想像できる実態としては、一つには、上代の僧侶というものが宗教家であるよりも知識人であったため、広範な知的関心と自らの興味のあるままに書物を手にしたということがあったのだろう。二つには、そうした知識人である僧侶が、律令機構の中で実務を担当し、あるいは還俗して官人になることもあったため、業務

上必要な参考資料が多岐に亘ったということもあつただろう。さまざまな文章を書くためには、仏典だけではなく、経書の知識や詩文の知識も必要であつた。それゆえ空海のように、漢字の研究や文体の研究にも向かう僧侶も出てくることになる。

芸亭条式には「内外の両門、本は一体為り」ともある。仏教と儒教は本来一体のものであるというのである。六朝以後、儒教と仏教は思想的に対立することが多くあつたが、一方、儒・仏・道三教の一致を説く論も現れた。宅嗣の認識はもちろん後者に拠るものであり、「内外両門本為一体」にしても宅嗣のオリジナルではなく、『顔氏家訓』の「内外両教本為一体」を典拠としている。そして儒仏一体の思考は宅嗣独自のものではなく、日本の律令官人全体に共有される考えでもあつただろう。

吉備真備が設立したと言われる「二教院」も、その名の通り儒仏二教を併せて学ぶことを目的としていたと見られる。また、古事記や万葉集などの表現に漢訳仏典の影響が指摘されることから、当時の官人たちにとって仏典が経書と同等の知識教養であつたことを窺い知れる。僧侶が外典を学ぶように、官人も内典を学んだわけである。

三教一致の思想は、『三教指帰』の著者でもある空海によって引き継がれ、さらに徹底されることになる。「綜藝種智院式」

によれば、空海は綜藝種智院を真備の二教院や宅嗣の芸亭を引き継ぐべく設立したと言ひ、その目的は儒・仏・道を兼学する「三教院」の設置にあつたと言っている。またそれが大学寮を補う「閭塾」として広く啓蒙を行う機関になるとも言っている。古代寺院が仏教だけの宗教施設ではなかつたことがわかる。それゆえジャンルに囚われない幅広い蔵書が可能になつたわけである。

寺院所蔵の書物は、先に言及した入唐留学僧が自ら蒐集し持ち帰つたものであろう。その雑多な外典の書目は、もともとは留学僧個人個人の知的関心や趣味を反映したものに過ぎなかつたのであろうが、外典の重視が正当化されると、それが文化史に一定の影響を及ぼすことになる。一つには僧侶による文学創作活動がある。懐風藻や勅撰三集に見られるように、とくに空海の活動に顕著なように、僧侶・出家者が漢詩を創作する伝統が形成される。僧侶による漢詩創作の伝統は五山文学にまで及ぶことになる。また景戒の日本靈異記を鼻祖として、仏者による仏教説話集の編述も行われるようになる。二つには、寺院の蔵書の拡充がある。寺院の蔵書が仏典・仏書に限られなくなつたことで、「真福寺本」古事記や「西本願寺本」万葉集の存在が物語るように、中世寺院がさまざまな文学書をも所蔵できる

ようになる可能性を拓いたとも考えられる。

日本図書館史上に名高い石上宅嗣の芸亭院も、「阿闍寺」の「寺内一隅」に設置された書院であった（『続日本紀』天応元年六月条）という事実を忘れてはならない。⁹⁾ 何しろ宅嗣自身が、大納言にまで昇った官人であったと同時に、『延暦僧録』に「芸亭居士」として列記される「僧」でもあった。『日本高僧要文抄』に引く『延暦僧録』逸文によれば、法号は梵行とある。

芸亭の蔵書とその開放を可能にした外的条件として、それが寺院の附属施設という体裁を有していたという側面を見逃すべきではない。逆に言えば、古代寺院は現代の学校や図書館に類した公的な文化施設としての役割を有していたということであり、そこに芸亭のような所蔵機関が附設されるのは自然な展開であったと言える。

六、貴族の蒐書と蔵書

その芸亭であるが、宅嗣の蔵書はいかにして蒐められたものであったのだろうか。宅嗣は天平宝字五年十月に遣唐副使に任ぜられているが、翌六年三月に突然罷免されている。しかもその後この派遣計画自体が中止となってしまう。つまり宅嗣は、

渡唐して蒐書を行うことはできなかったわけである。ではどのようにして彼は書物を蒐集したのであろうか。

宅嗣薨伝には「愛尚経史、多所涉覧」とあるので、あちこちを訪ね歩き、書物を渉猟したものらしい。公的な機関はもちろん、貴族が私的に所有する書物も借覧し書写したのであろう。なお藏中進氏は、神護景雲二年十月に式部卿であった宅嗣が、その他の高官とともに大宰綿を賜ったことに触れ、その記事に「新羅交関の物を買ふが為なり」とあることから、「宅嗣の場合、その賜物はあげて新羅経由の内外典籍の購入のために用いられたのではあるまいか」と推測している。¹⁰⁾ この推測が正しければ、唐のみならず新羅からも書物の輸入が行われ、しかもそれは交易品として売買されたことになる。貴族の蔵書形成は、現地での直接購入だけではなく、商品として輸入されたものを購求することによっても成されたのかもしれない。

しかし芸亭の蔵書は、宅嗣一代で蒐集したものばかりであったとは言えないだろう。宅嗣の父・石上乙麻呂は、懐風藻の乙麻呂伝によれば経書類を学びつつも詩文を愛好した（『雖易志典墳、亦頗愛篇翰』）という人であり、自らの詩を『衝悲藻』二巻に纏めたという文人であった。懐風藻詩人の中でも、別集を有するほど多く詩作したという人はかなり特殊な部類に属

し、それほど詩文に通じているからには、相当の読書経験が積み重ねられていたはずである。乙麻呂伝によれば彼もまた遣唐使に選ばれながら渡唐する機会を得られなかったというが、宅嗣にしても乙麻呂にしても、遣唐使に選ばれたということ自体が、漢籍に通じた知識教養の高さを評価されているのだと見ることが出来る。すなわち乙麻呂も相当の蔵書家であったはずであり、宅嗣の蔵書には父から継受した書目も少なからず含まれていたのではないかと思われる。

このように貴族の個人蔵書には、親子二代以上に亘って形成されたものも少なくないと見られる。しかしその一方で、たとえば宅嗣の場合で言えば、物部氏先祖伝来の蔵書が引き継がれたと言ふことはできない。書物の蒐集・所有が盛んになったのは、やはり八世紀以後、律令が完備し、旧来の氏族も律令官人としての自覚を備えねばならなくなることであり、また遣唐使が復活し、多くの漢籍が流入するようになってからのことであると考えられる。蒐書を可能にする条件として、漢籍への関心と、それを読解できるだけの知識がなければならぬ。物部氏のような古い氏族も、律令期に至って、知識官僚としての生き方を模索し始めたということであり、そこに時代が変化する潮目を見ることが出来るだろう。

律令期という新しい時代にいち早く呼応したのは、藤原氏である。というより、藤原氏が律令体制の確立を領導したというべきであろう。『大織冠伝』（『家伝』上）によれば、鎌足は「博渉書伝」する読書家であり、中でも兵書『六韜』を諳んじるところ。日本書紀の皇極三年正月条には、鎌足と中大兄皇子が「黄卷」（書物）を手に、南淵請安のもとで「周孔之教」を学んだともある。『家伝』は訛伝も含まれ、また祖先の功業を美化しようとする潤色も多々含まれるが、その後の鎌足と天智天皇の行動や施策から推測すれば、彼らが早くから経書その他の漢籍を読み知っていたことは事実と見てよいだろう。その漢籍は、大唐学問僧旻や、舒明朝に帰朝した南淵請安や高向玄理が請来したものであった蓋然性が高い。

僧侶が易経を講じたという伝えは奇妙に見えるが、先述したような知識僧の多面的なあり方からすれば必ずしも不可解ではない。鎌足もまた、行動原理を儒家思想に置きながらも、その一方で深く仏教にも帰依し、長男・定恵を学問僧にしている。『大織冠伝』を見ると、とくに『維摩経』に傾倒していたことも窺える。儒仏兼学の精神は、すでに旻や鎌足の周辺で確立されていたと見てよいだろう。

鎌足や中大兄が革新的な政治思想を形成する上で、多くの知識と情報を漢籍から学んだことは確実である。しかし彼らが蔵書家といえるほど多くの書物を所蔵していたかどうかまではわからない。ただ、日本が新たな政治体制を確立せねばならず、そのためにはより多くの知識情報の獲得が必要であるという考え方が鎌足にはあり、その考えが息子の不比等に受け継がれた可能性は高い。不比等は持統三年に「判事」に任ぜられ、それを契機として政権中枢に接近してゆくことになるが、そうした専門性の高い知識官僚として拔擢されるためには、律令についてそれだけ深い知識を習得していなければならなかったはずである。不比等の生育環境に書物があったのは、養育氏族である田辺史氏の性格によるところも大きいであろうが、そのような文筆の氏族に養育を託することも含めて、父鎌足の教育方針によるところが大きかったのではないか。

懐風藻を見ると、不比等がかなり多くの漢詩を作っていることと、同時に文武朝の漢詩創作の場の中心にいたことが窺える¹⁾。そして不比等の息子のうち、房前・宇合・麻呂は父に倣って多数の漢詩を創作している。とくに宇合は遣唐使として渡唐の経験もあり、漢籍に対する知識も豊富である。このように新興勢力であった藤原氏は、知識情報が有用になる新しい時代状

況をいち早く先取りして、自らの権力基盤を知的に構築していったと言える。ということは、その知識や情報を支える書物もそれだけ多く所有していたはずである。鎌足が先鞭をつけ、不比等とその息子たちによって相当量の蔵書形成が行われたであろうことは、彼らの知的活動のありようから察して想像に難くない。そうした蔵書と勸学の気風が、のち平安朝に至って大學別曹「勸学院」の設立につながっていると見てよい。また藤原氏からは、頼長や信西（通憲）といった蔵書家も輩出することになる。

このように、大宝律令以後の律令官人たちは知識を重視し、一定の蔵書を有していたと考えられる。またその蔵書が相続され、さらに増殖していったことも想像できる。『続日本後紀』承和元年十月条を見ると、没官されていた橘奈良麻呂の旧蔵書四百八十余巻が、秀良親王に下賜されたという記事が見える。この没収は言うまでもなく天平勝宝九歳の「奈良麻呂の変」に対する処分として行われたものである。なお秀良親王は、天長九年五月にも「没官書一千六百九十三巻」を賜ったと『日本紀略』にあり、官書の払い下げによって蔵書を増やしていたらしい。親王に渡った奈良麻呂の旧蔵書というのは、彼一代で蒐めたものと見るよりも、左大臣橘諸兄が相当の知識人であったこ

とを考えれば、父から受け継いだ蔵書が少なからず含まれていたのだろうと想像される。おそらく公卿に列せられる程の有方貴族ならば、その地位に相応しい蔵書を有していなければならなかったであろうし、またその蔵書は代々に亘って引き継がれることになったであろう。内外経書数千巻を蔵するという和氣広世の「弘文院」(『日本後紀』延暦十八年二月和氣清麻呂薨伝)も、父・清麻呂の蔵書を引き継ぐものであった。広世は文章生・大学別当などを歴任した知識人であったが、清麻呂もかなりの知識人であったと見てよい。

また、右の『続日本後紀』の記事で興味深いのは、貴族の私蔵書が没収され、官書となることがあったという事実である。そしてその官書が払い下げられ、再び個人蔵書となるという書物の流通サイクルがあったこともわかる。書物の没官は、『続日本紀』神護景雲元年九月条にも見え、大津大浦が日向(員外)介を解任された折に、所持していた「天文・陰陽等書」も没収され、官書とされている。これは職制律二十条に「凡そ玄象器物・天文・図書・讖書・兵書・七曜曆・太一雷公式は、私家に有ることを得ず」とあり、また雑令八条にも「凡そ秘書・玄象器物・天文・図書は、輒出することを得ず。観生は、占書を読むこと得ず」とあるので、これらの書物や器具は陰陽寮以外の

所有を禁じていたことがわかる。大津氏は陰陽師の家なので、もともとこれらの書物を所持していたのであろうが、それが違法とされ、没収されたのである。大浦の失職も禁書の所有が原因なのであろう。書物を所蔵すること自体が禁忌に触れるというのも、この時代における書物とその情報の重要性を裏書きするものだとと言える。

七、むすび

実に長い年月に亘って日本列島居住民の間では、さまざまな口頭伝承が語り継がれ、歌い継がれていたはずである。それら口頭伝承と、「上代文学」とを分かちものはもちろん文字の有無であるが、文字はそれ単独で存在することができない。文字は必ず「何か」に書かれなければ存在できないが、上代文学と呼ばれる資料群のようにまとまった分量の文章を取載できる「何か」とは、「書物」であった。つまり上代文学とは、何よりもまず「書物」という物体・物品であったことに画期的な意義があったと言える。

書物という外形は、他の書物の存在を模倣することによって確立されたはずである。史記や漢書を知らなければ古事記や日

本書紀が創出されることはなかったであろうし、詩経や文選を知らなければ万葉集や懷風藻が作られることはなかったであろう。外形ばかりではない。比較文学的研究の進展によって、日本上代文学のすべての作品について、文字表記や用語や措辞や文章や発想や主題がどのように漢籍の影響を受けているかということが、実に事細かに指摘されてきている。それらに指摘された典拠の数だけ、書物が日本に流入していたことになる。その総数は驚くべきものになるはずだが、上記の考察からは、それだけの蒐書と蔵書を可能とする社会的条件が備わっていたことがわかる。

書物は引用と模倣を繰り返して増殖する。漢籍の引用や模倣だけではない。古事記が「帝紀・旧辞」を引用し、日本書紀が「二書」や「博徳書」や「従軍記」を引用し、万葉集が「或本」や「類聚歌林」や「人麻呂歌集」や「古歌集」を引用する（しかも万葉集は古事記と日本書紀をも引用している）ことで成り立っているのを見れば、書物間相互の引用と模倣が書物の創出を活性化させていることがわかる。¹³⁾つまり書物の蒐集と所蔵なくして、新たな書物の創造はありえないということである。

日本上代文学がいかにして成立したかということを考えるならば、それを可能にした物質的な前提条件として、一つには紙

と筆記具の製造・流通という条件があり、もう一つには、各作品の直接的素材となり、また着想の源泉となった膨大な書物群の流通と収蔵という条件がある。本稿では、上代文学の作品研究・表現研究を成り立たせるための現実的社会的条件として、書物の蒐集と収蔵について考え、基礎的な資料の整理を行った。併せて、文学研究の立場からも、図書館・アーカイブズの文化的意義を強調しておきたいと思う。

注

- (1) ライオネル・カッソン『図書館の誕生』（新海邦治訳、刀水書房・平十九）
- (2) こうした問題意識については、すでに拙稿「『或本』と『二書』」（『芸と批評』10巻6号、平十九・十一）に論じている。本稿はその姉妹編と言うべきものである。
- (3) 漢籍の輸入については、大庭脩『漢籍輸入の文化史』（研文出版、平九、王勇・久保木秀夫編『奈良・平安期の日中文化交流』（農文協・平十三）に論じられている。
- (4) 請求目録については、大庭脩「日本における中国典籍の伝播と影響」（『日中文化交流史叢書9』『典籍』大修館書店・平八）に詳しい。
- (5) 古代日本の蔵書・文庫については、小野則秋『日本図書館史』（蘭書房・昭二十七）が詳しく、本稿の記述も負うところが多い。杉山康彦「古代における書物の所蔵流通形態」（『図書館学会年報』6巻2号、昭

- 三十四・十)も有益である。近年の通史では、岩猿敏生『日本図書館史概説』(日外アソシエーツ・平十九)がある。
- (6) 大学寮の組織・学科等については、桃裕行『上代学制の研究』(吉川弘文館・昭二十二)、久本幸男『日本古代学校の研究』(玉川大学出版部・平二)に詳しい。
- (7) 小島憲之「大伴家持越中に下向す」(『萬葉』152号、平六・十二)本稿では内典について言及しなかったが、寺院所蔵の内典(仏典)の書目については、石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(東洋文庫・昭五)に詳しい。また所蔵管理については、小川徹「日本古代の図書館を考える―奈良時代寺院における経典保存利用をめぐって―」(『図書館文化史研究』25号、平二十・九)がある。
- (9) 芸亭および石上宅嗣については、石上宅嗣顕彰会編『石上宅嗣卿』(石上宅嗣顕彰会・昭五)、桑原蓼軒『日本最初の公開図書館芸亭院』(理想社・昭三十七)、藏中進「文人之首(その二)―石上宅嗣の生涯と文学―」(『日本文学』21巻1号、昭四十七・一)、小川徹「いわゆるわが国最初の公開図書館・芸亭について」(『法政大学文学部紀要』28号、昭五十八・三)がある。
- (10) 藏中氏注9論文「文人之首(その二)」
- (11) 山野清二郎「藤原不比等の詩苑」(『埼玉大学紀要(人文科学篇)』23巻、昭五十三・三)、拙稿「文武天皇の漢詩」(『日本漢文学研究』3号、平二十・三)
- (12) 勸学院については、犬塚富士夫「勸学院創設の背景」(『史学』50巻、昭五十五・十一)に詳しい。
- (13) 古事記・日本書紀・万葉集の原資料となった書物群の問題については、注2拙稿に述べた。また本稿は経書などを中心に見たが、そうした正統な書物から逸脱する雑書の意味についても、注2拙稿に言及した。